ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする

場合に限る）からの貨物に対する輸入の制限措置に伴う税関の対応について

平成26年8月5日財関第772号

ウクライナをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、我が国としてクリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする貨物の輸入の制限措置を実施することが決定され、本日（8月5日）、「クリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」、又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される個人及び団体に対する資産凍結等の措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする全ての貨物の輸入の制限措置を実施するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日公示され、8月5日から実施することとなった。税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の制限措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の原産地を確認するとともに、検査に際しては、貨物等に付された表記等により貨物の原産地を確認することとし、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の制限措置の実行を確保すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

平成26年8月5日20140730貿局第1号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済協力局長

ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市

を原産地とする場合に限る。）に係る輸入制限措置について

上記の件について、平成26年8月5日付け閣議了解に基づき別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

○経済産業省告示第百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日 経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 二の表の | 第１ | に次のように加える。 |
| ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする場合に限る) |  |  | 全貨物 |

附　則

この告示は、平成二十六年八月五日から施行する。